

4月1日(金)施行 千葉市客引き行為等の防止に関する条例

富士見地区と海浜幕張駅地区で 客引き行為が禁止されます

市民の皆さんが安心して通行できる環境を確保するため、繁華街での客引き行為等を禁止する条例を制定しました。

禁止区域では、4月1日から、客引き行為等が禁止されます。客引きを利用しないようにしましょう。

問地域安全課 ☎245-5264 FAX245-5637

違反行為

禁止区域で、次の行為をしたり、させたりすることが禁止されます。違反行為を繰り返すと、5万円以下の過料となるほか、氏名などが公表されます。詳しくは、[千葉市 客引き防止条例](#)

客引き行為



通行人に立ちふさがり、付きまとうなどして、客になるよう誘う行為

客待ち行為



客引き行為をする目的で、通行人などを待つ行為

勧誘行為



通行人に立ちふさがり、付きまとうなどして、役務に従事するよう誘う行為

勧誘待ち行為



勧誘行為をする目的で、通行人などを待つ行為

客引きを用いた営業



禁止区域で客引き行為を受けた人を客として、店舗に立ち入らせること

禁止区域

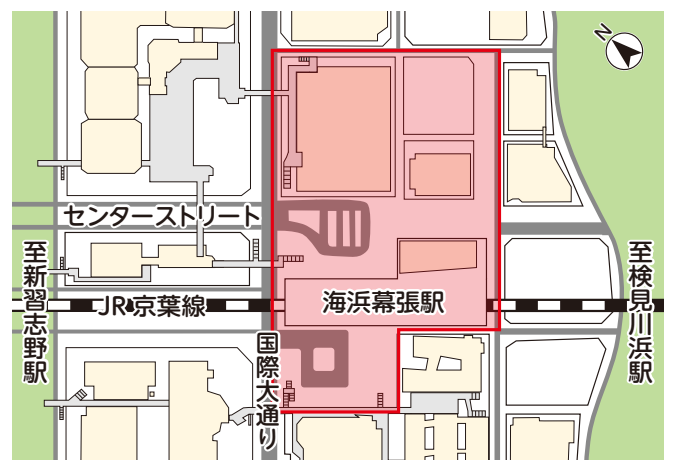
中央区富士見地区



禁止区域
中央区新千葉1丁目1番
中央区富士見1・2丁目
中央区本千葉町1～7、14～16番

禁止区域
美浜区ひび野1・2丁目の一部

JR海浜幕張駅地区



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方のうち対象者には申請書を発送します

高額医療・高額介護合算療養費

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険を利用している世帯の負担を軽減するため、次の計算対象期間中に国民健康保険または後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担があり、その合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請によりその差額を支給します。

自己負担限度額

70歳以上のみの世帯

課税標準額*1				市民税非課税	
690万円以上	380万円以上 690万円未満	145万円以上 380万円未満	145万円未満	所得あり	所得なし
212万円	141万円	67万円	56万円	31万円	19万円

*1 収入金額から必要経費を差し引いた総所得金額等から、各種所得控除を差し引いた額。

70歳未満を含む世帯

賦課基準額*2				市民税非課税
901万円超	600万円超 901万円以下	210万円超 600万円以下	210万円以下	
212万円	141万円	67万円	60万円	34万円

*2 各国民健康保険加入者の総所得から基礎控除額（43万円）を引いた額の合計。

国民健康保険に関すること

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2131 花見川 ☎275-6255
稲毛 ☎284-6119 若葉 ☎233-8131
緑 ☎292-8119 美浜 ☎270-3131
健康保険課 ☎245-5145 FAX245-5544

後期高齢者医療制度に関すること

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 花見川 ☎275-6278
稲毛 ☎284-6121 若葉 ☎233-8133
緑 ☎292-8121 美浜 ☎270-3133
健康保険課 ☎245-5170 FAX245-5544

介護保険に関すること

保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2198 花見川 ☎275-6401
稲毛 ☎284-6242 若葉 ☎233-8264
緑 ☎292-9491 美浜 ☎270-4073
介護保険管理課 ☎245-5061 FAX245-5623

計算対象期間 2020年8月1日～2021年7月31日

申請は、来年7月31日(月)までに

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた方

対象者には申請書を発送します（国民健康保険の方へは3月、後期高齢者医療制度の方へは4月を予定）。来年7月31日(月)までに、お住まいの区の市民総合窓口課へ申請してください。申請方法などは、同封の案内文をご確認ください。

計算対象期間中に千葉市に転入した方、健康保険組合などから国民健康保険または後期高齢者医療制度へ加入した方は、以前加入していた医療保険者・介護保険者から、自己負担額証明書の交付を受け、申請してください。

その他の医療保険に加入していた方

加入していた医療保険者へ申請してください。申請書や申請方法などは、医療保険者へお問い合わせください。なお、計算対象期間中に市の国民健康保険や介護保険に加入したことがある方は、申請する前に自己負担額証明書の交付を受けてください。

交付場所 ・国民健康保険加入者＝区役所市民総合窓口課
・介護保険加入者＝保健福祉センター高齢障害支援課